

埼玉県立川口高等学校  
校長 浅見 晃弘  
令和5年5月8日

保護者 様

#### 新型コロナウイルス感染症にかかる5月8日以降の対応について

日頃より本校の新型コロナウイルス感染症の対策について、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症へ移行されました。

文部科学省では衛生管理マニュアルや学校安全法施行規則の改定を行うこととしており、県におきましても、学校における対応案について取りまとめたところです。

つきましては本校におきましても下記の通り対応することにいたしますので、御理解と、御協力をお願いいたします。

なお、ご不明な点や心配なことがありましたら、担当まで御連絡ください。

#### 記

##### 1 生徒の出席停止期間について

###### (1) 陽性者（有症状）

「発症した後5日が経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」

###### (2) 陽性者（無症状）

「要請が判明した検査の検体採取日を0日として5日が経過するまで」

###### (3) 体調不良者（医師により登校を控えるように指示された場合）

学校医その他医師において感染の恐れがないと認めるまで

※原則として、今後、風邪症状や体調不良等の場合は欠席となります。

御家族が感染した場合も、生徒本人の濃厚接触者としての出席停止はありません。

##### 2 部活動の活動停止について

陽性者の発生人数に応じた、一律の活動停止措置は行わないこととなりました。ただし部活動内で感染が拡大し、集団感染の恐れがある場合は活動停止となる場合があります。

問い合わせ先  
教頭 伊藤 茂樹  
電話048-282-1615